

令和7年度東京都税制調査会
第1回 小委員会

【テーマⅢ】

高齢化と税制

令和7年6月12日

「高齢化と税制」目次

資料名	頁
「高齢化と税制」に係る論点及び検討項目	1
令和6年度 東京都税制調査会報告	2
「全世代型社会保障」の基本理念	3
全国の生産年齢人口と高齢者人口の推移、構成割合	4
社会保障財源の全体像	5～6
「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成30年5月21日）：給付と負担の見通し	7
社会保障と税の一体改革	8
医療保険制度の財源構成	9
医療保険制度の比較	10
医療保険制度別の財政の概要（令和4年度）	11
年齢による医療費と負担額の違い（令和4年度）	12
医療保険料の算定方法	13
介護保険財政の全体像（令和6年度予算ベース）	14
介護保険制度の仕組み	15
介護保険における第1号保険料と第2号保険料の推移	16
介護保険料の算定方法	17

「高齢化と税制」目次

資料名	頁
医療・介護保険における負担の公平化に向けた議論	18
（参考）所得・消費・資産に着目した税負担の特徴	19
社会保険料の算定における金融所得の取扱いについて	20
金融資産の保有状況	21～22
社会保険料の算定における副業収入の取扱いについて	23
国民健康保険料（税）の賦課方式における資産割について	24
（参考）固定資産税収の推移について	25
高齢化と相続税	26
（参考）所得税等の計算における給与所得控除と年金所得等控除のイメージ	27
（参考）諸外国における社会保障財源の確保に係る事例	28～29

論点

高齢化が進行する中、持続可能な社会（医療・介護制度）を維持するため
にあるべき税制とはどのようなものか

<検討項目>

■ 社会保険（医療・介護）と税制

- 社会保障（医療・介護）の財源
 - ー 社会保険料・税
- 負担の公平化（高齢者の負担の在り方）
 - ・ 課税ベース
 - ー 金融所得、副業、資産 等

(社会保障財源の状況)

- 今後も少子高齢化・人口減少が想定される中、その財源をどう確保していくか、また、高齢者向け社会保障を超えた全世代型社会保障を構築するため、税と社会保険料を合わせた負担の在り方、世代間における負担の公平等、税制全体のあるべき姿について検討することが、喫緊の課題となっている。

(日本における社会保障の財源)

- 日本の社会保障においては、社会保険の占める割合が高い。ただし、社会保険は、その財源を社会保険料だけでなく、税にも求めることによって国民皆保険・国民皆年金を実現し、発展してきた。
- 今後も、国民に公平な費用負担を求めるためには、社会保障制度全体を支える財源として普遍性を持つ税の存在は極めて重要である。

(社会保険料の問題点)

- 社会保険料は、リスクに応じて負担を求めるといふ保険の特性を背景に、所得税と比して、家計の事情に応じた人的控除が適用されない、定額部分がある、また、標準報酬月額に上限がある、副業収入にはほとんど社会保険料が課されていない等、負担が逆進的であることは否めない。さらに、現役世代に負担が偏ること等、公平な制度とは言えない面がある。
- 今進んでいる働き方の多様化に社会保険の制度が対応できているか、という問題もある。例えば、雇用契約に基づかない業務委託の仕組みも広がっており、事業主負担の対象外となるケースも多くなっている。
- 社会保険の仕組みを支える観点から、それぞれの制度について適用対象者及び保険料算定の仕組みの見直しを進めるとともに、社会保険料と税とを適切に組み合わせていくことが重要である。

国は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎える歴史的転換期の中で、「全世代型社会保障」の構築に向けて、社会保障政策が取り組むべき足下及び中・長期の課題とその改革の方向性を示した。

「全世代型社会保障」の主な基本理念は次のとおり。

■ 能力に応じて、全世代が支え合う

- 「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものであり、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直していく必要

■ 個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする

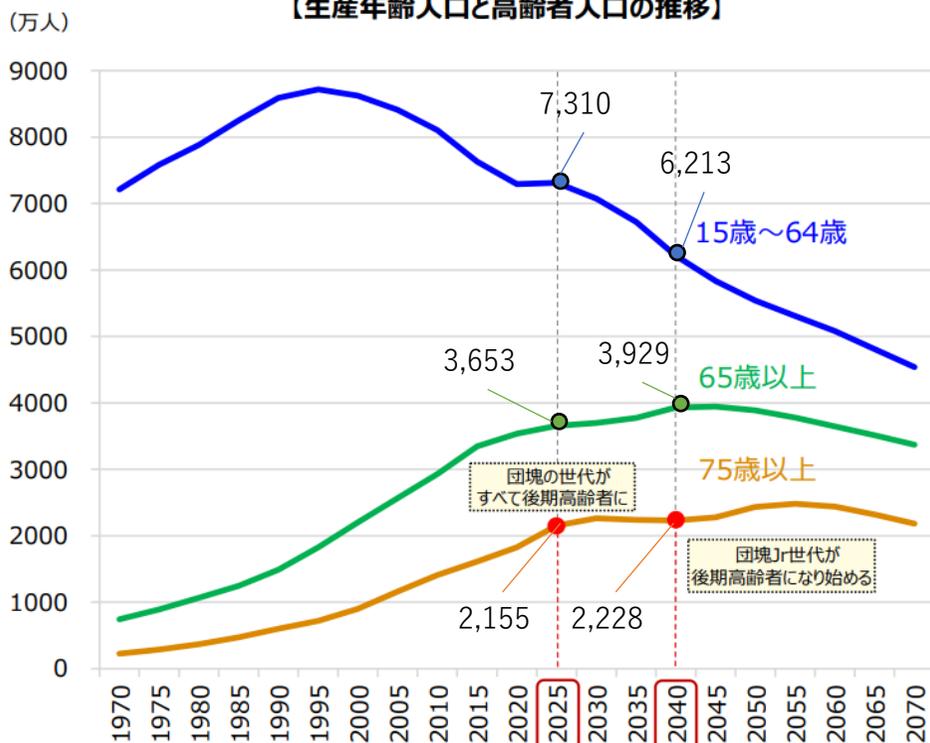
- 社会保障は、元来、個人の力だけでは備えることに限界がある課題や、リスク、不確実性に対して、社会全体での支え合いによって、個人の幸福増進を図るために存在するもの
- さらに、個人と社会を共に豊かにするという観点からは、社会保障は、市場による働きによって生じた所得分配の歪みに対して、再分配する機能を発揮することによって、格差の是正や貧困の解消を図り、格差の固定化や貧困の連鎖を断ち切る役割を果たす
- 社会保障は、単なる社会的な支出にとどまらず、社会的に大きな効果をもたらすものであり、財源調達とあわせて、その機能が発揮されるようにすることが重要

上記のほか、「『将来世代』の安心を保障する」、「制度を支える人材やサービス提供体制を重視する」、「社会保障のDX（デジタルトランスフォーメーション）に積極的に取り組む」が基本理念として掲げられている。

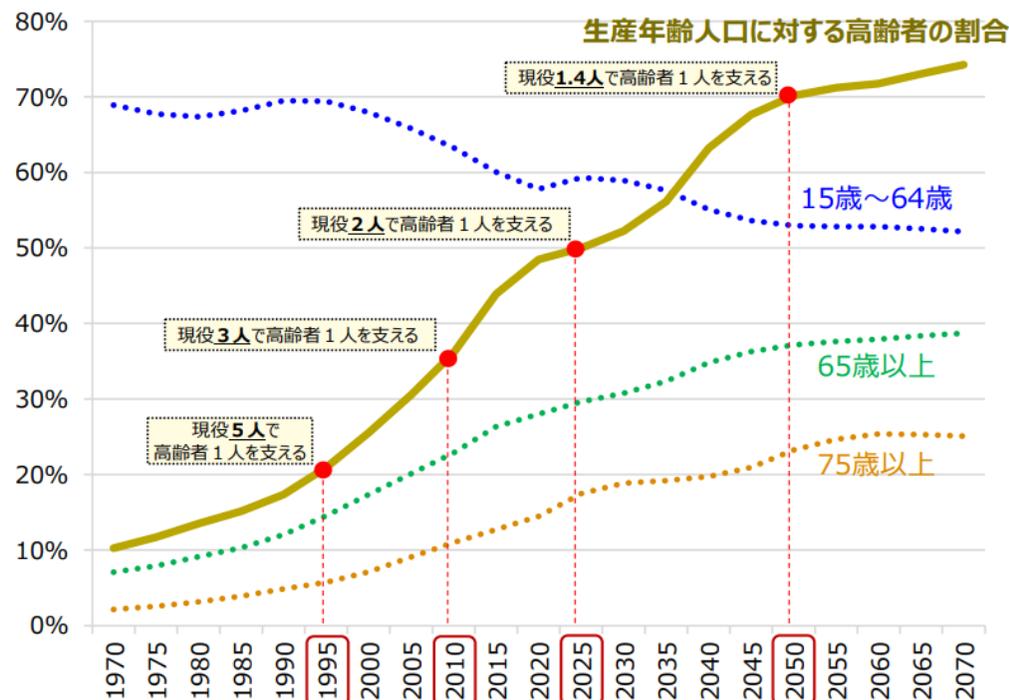
全国の生産年齢人口と高齢者人口の推移、構成割合

- 生産年齢人口は減少を続け、**65歳以上人口は2040年代にピークを迎える**と推計されている
- 生産年齢人口に対する高齢者の割合は増加を続け、**2050年には1.4人で高齢者1人を支える状況**となり、生産年齢人口1人当たりの負担は今後も一貫して増加することが見込まれる

【生産年齢人口と高齢者人口の推移】



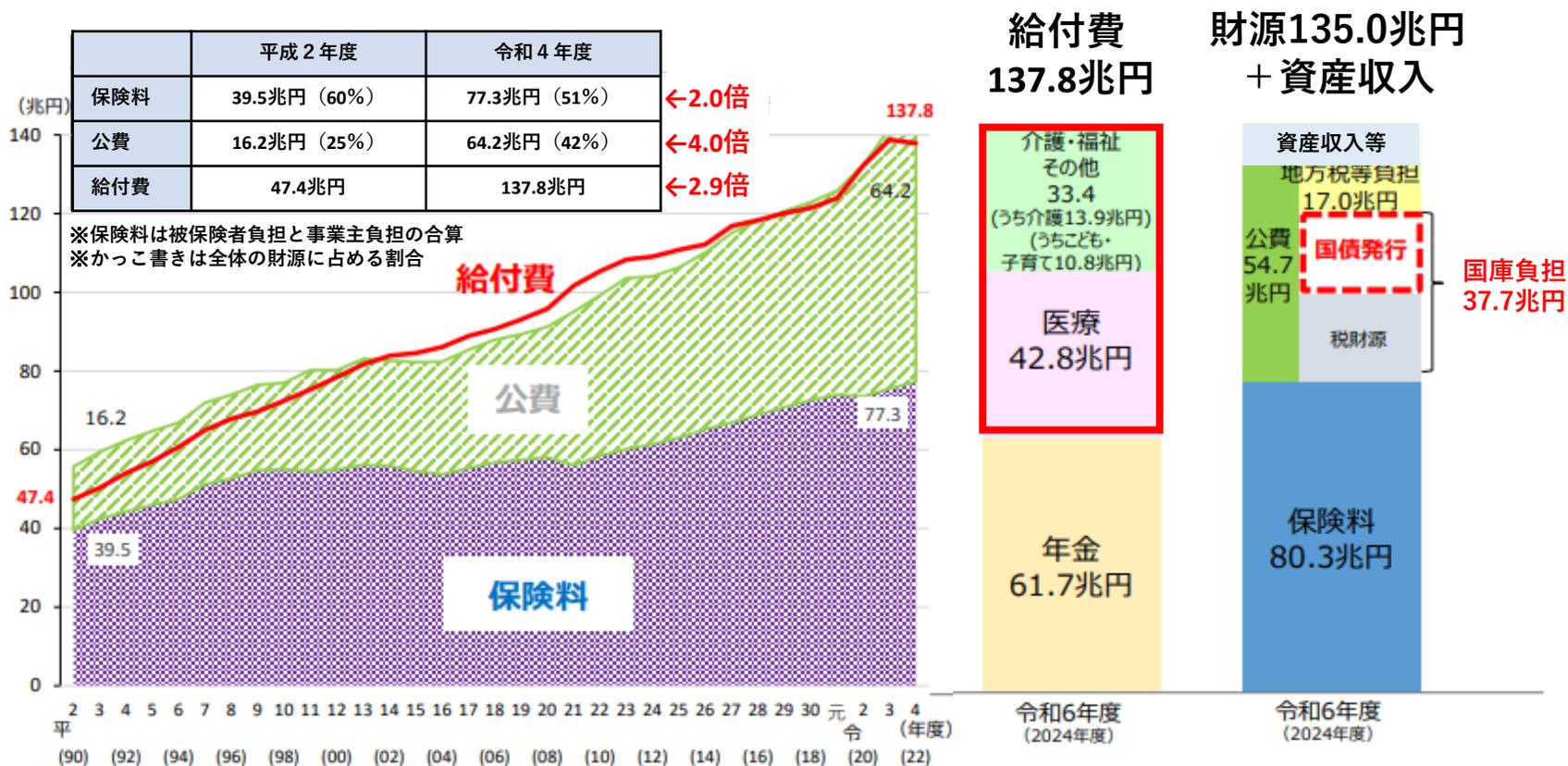
【生産年齢人口と高齢者人口の構成割合】



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計〈出生中位・死亡中位〉）」
 (注) 生産年齢人口に対する高齢者の割合は、〔65歳以上人口/15歳～64歳人口〕

社会保障財源の全体像①

- 我が国の社会保障制度は、受益（給付）と負担の対応関係が本来明確な社会保険方式を採りながら、後期高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、**公費負担（税財源で賄われる負担）に相当程度依存している**。その結果、近年、公費の比重の大きい後期高齢者医療・介護給付費の増に伴い、**公費負担への依存度が著しく増加している**
- その際、本来税財源により賄われるべき公費の財源について**特例公債を通じて将来世代へ負担が先送り**されているため、**負担増を伴わないままに受益（給付）が先行する形**となっており、受益（給付）と負担の対応関係が断ち切られている

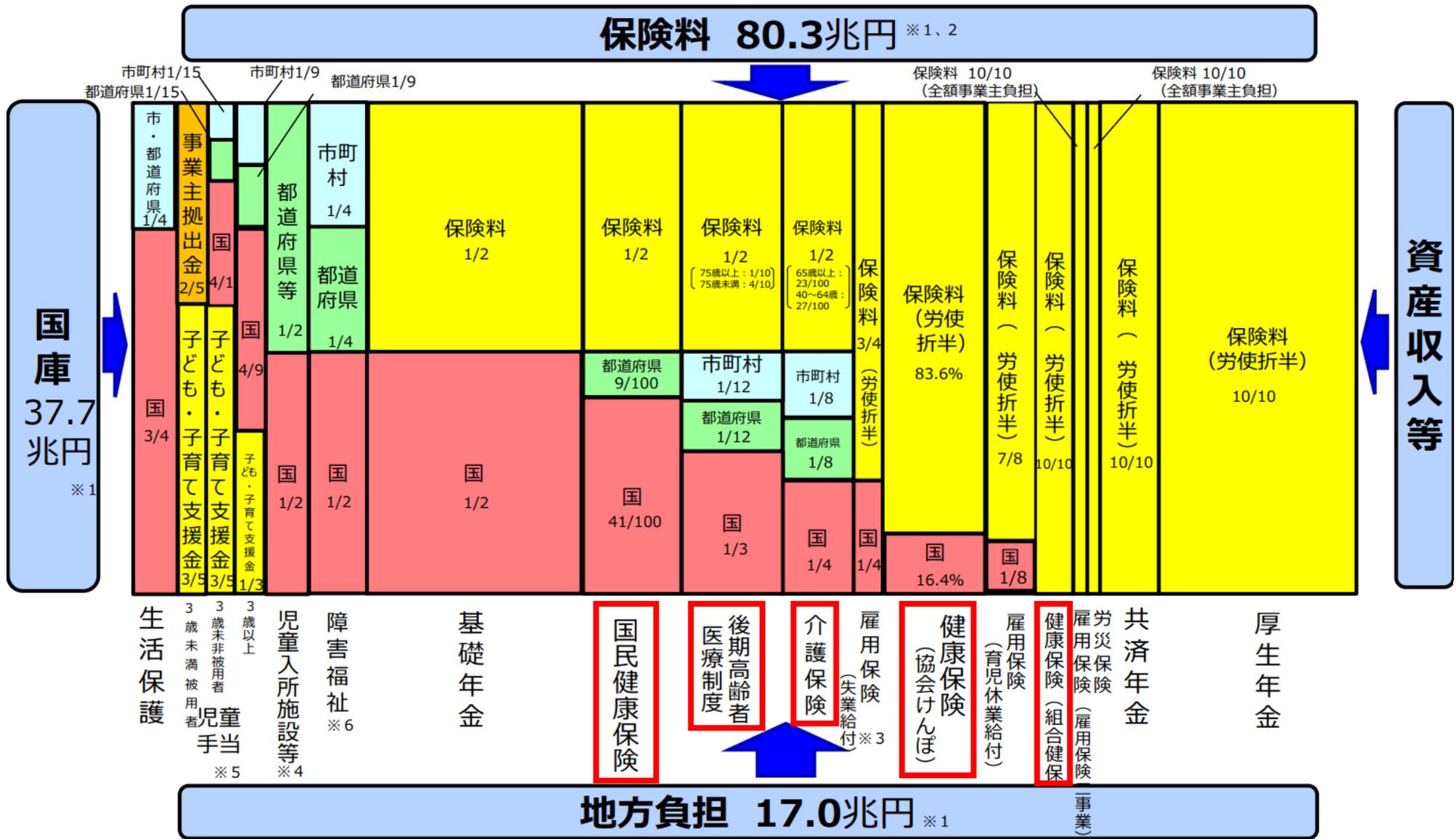


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度社会保障費用統計」、令和6年度の値は厚生労働省(当初予算ベース)

(注1) 令和4年度以前については決算ベース、令和6年度については当初予算ベースであり、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に伴う支出の扱いが異なる点に留意。

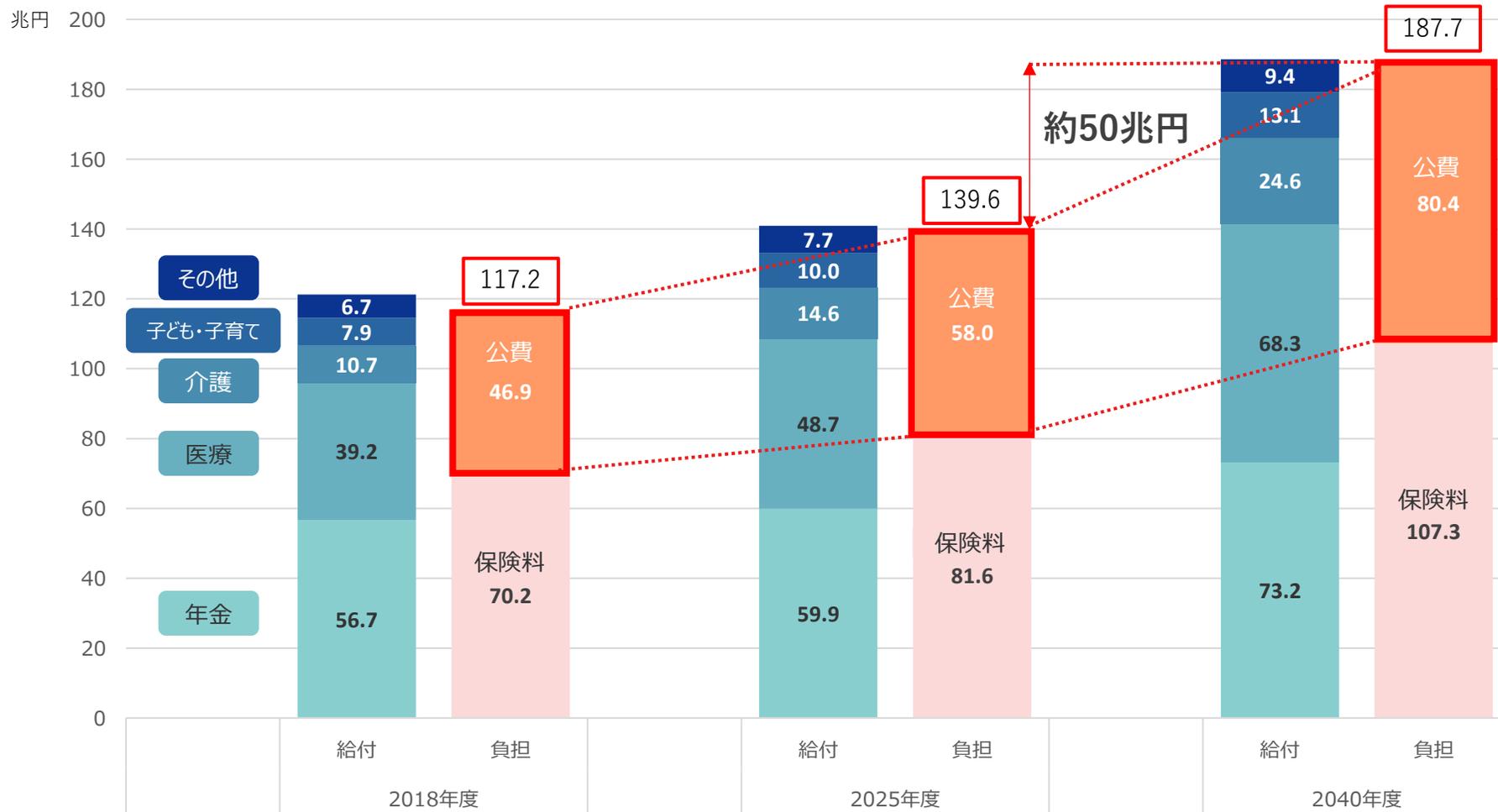
(注2) 令和4年度の給付費については、社会保障給付費(公表値)から新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に係る費用(公表値)を除いた場合、129.3兆円となる

社会保障財源の全体像②



(注) ※1 保険料、国庫、地方負担の額は2024年度当初予算ベース。※2 保険料には事業主拠出金及び子ども・子育て支援金を含む。※3 雇用保険(失業給付)の国庫負担割合については、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じ、1/4又は1/40となるとともに、一定の要件下で一般会計からの繰入れが可能。※4 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合等の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている。※5 児童手当については、公務員支給分を除いた割合である。また、負担割合は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による改正後のもの。なお、2028年度にかけて、必要に応じ、子ども・子育て支援特例債を発行。※6 障害児支援を含む。なお、障害児入所に係る負担割合は、国1/2、地方公共団体1/2となっている。

- 2025年度の社会保障負担は約140兆円だが、国の試算によると、高齢者人口の増加と高齢化率上昇の影響を受け、2040年度の社会保障負担は約190兆円に及ぶとされており、2025年度から**約50兆円増加**する見込みである



※ 経済前提はベースラインケース

※ 2025年度及び2040年度の「医療」は、現状投影かつ単価の伸び率を経済成長率×1/3+1.9%-0.1%の場合

○社会保障財源としての消費税

社会保障改革と一体的に実施する今回の税制抜本改革の最大の柱は、社会保障財源を確保するための消費税率の引上げである。消費税は、高い財源調達力を有し、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定していることに加え、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪みが小さいという特徴を持っている。社会保険料など勤労世代の負担が既に年々高まりつつある中で、こうした特徴を持ち、幅広い国民が負担する消費税は、高齢化社会における社会保障の安定財源としてふさわしい。

注 「社会保障・税一体改革大綱について」（平成24年12月7日）閣議決定より抜粋

○消費税率の引上げ

・平成26年4月1日	5% → 8%	〔 消費税 4% → 6.3% 地方消費税 1% → 1.7% 〕
・令和元年10月1日	8% → 10%	
		〔 消費税 6.3% → 7.8% 地方消費税 1.7% → 2.2% 〕

※1 平成27年度税制改正により、税率引上げ時期を変更（平成27年10月1日 ⇒ 平成29年4月1日）

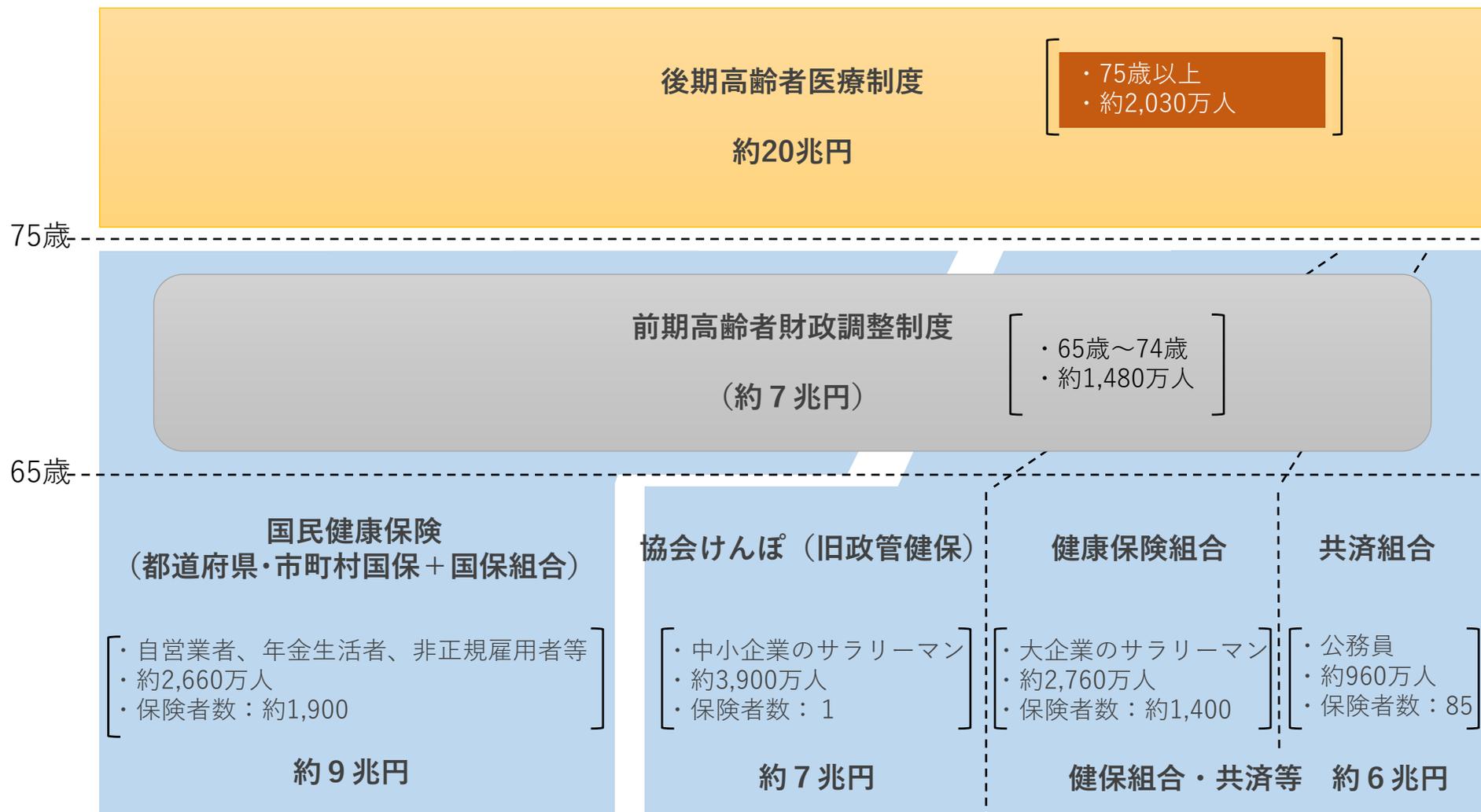
※2 平成28年法律第86号により、税率引上げ時期を再変更（平成29年4月1日 ⇒ 令和元年10月1日）

○消費税収の使途

消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給費並びに少子化に対処するための施策に充てるものとされている。（消費税法第1条第2項）

医療保険制度の財源構成

- 我が国の医療保険制度は、国民健康保険・被用者保険の二本立てで**国民皆保険**を実現
- 平成30年度から、**都道府県**が国民健康保険（市町村国保）に係る**財政運営の責任主体**となっている



※1 加入者数・保険者数、金額（給付費）は、令和6年度予算ベースの数値

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者（対象者約2万人）、船員保険（対象者約11万人）、経過措置として退職者医療がある

※3 前期高齢者数（約1,480万人）の内訳は、国保約1,050万人、協会けんぽ約310万人、健保組約90万人、共済組約30万人

各保険者の比較

	協会けんぽ	組合健保	共済組合	市町村国保	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和5年3月末)	1	1,383	85	1,716	47
加入者数 (令和5年3月末)	3,944万人 〔被保険者2,480万人 被扶養者1,464万人〕	2,820万人 〔被保険者1,655万人 被扶養者1,165万人〕	982万人 〔被保険者574万人 被扶養者409万人〕	2,413万人 (1,636万世帯)	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年度9月末)	38.9歳	35.9歳	33.1歳	54.2歳	82.8歳
65～74歳の割合 (令和4年度)	8.2%	3.5%	2.4%	44.6%	1.4%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和4年度)	20.4万円	18.4万円	18.5万円	40.6万円	95.6万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和4年度)	175万円 〔一世帯当たり(※3) 279万円〕	245万円 〔一世帯当たり(※3) 418万円〕	246万円 〔一世帯当たり(※3) 430万円〕	96万円 〔一世帯当たり 143万円〕	93万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度)(※4) 〈事業主負担込〉	12.5万円 <25.1万円> 〔被保険者一人当たり 20.0万円 <39.9万円>〕	13.9万円 <30.4万円> 〔被保険者一人当たり 23.7万円 <51.9万円>〕	14.4万円 <28.7万円> 〔被保険者一人当たり 25.3万円 <50.5万円>〕	9.1万円 〔一世帯当たり 13.6万円〕	7.9万円
保険料負担率	7.2%	5.7%	5.8%	9.5%	8.6%
公費負担	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和6年度予算ベース)	1兆1,344億円 (全額国費)	1,253億円 (全額国費)		4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを加入者数で除したものの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和4年度税制に基づき算出)。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

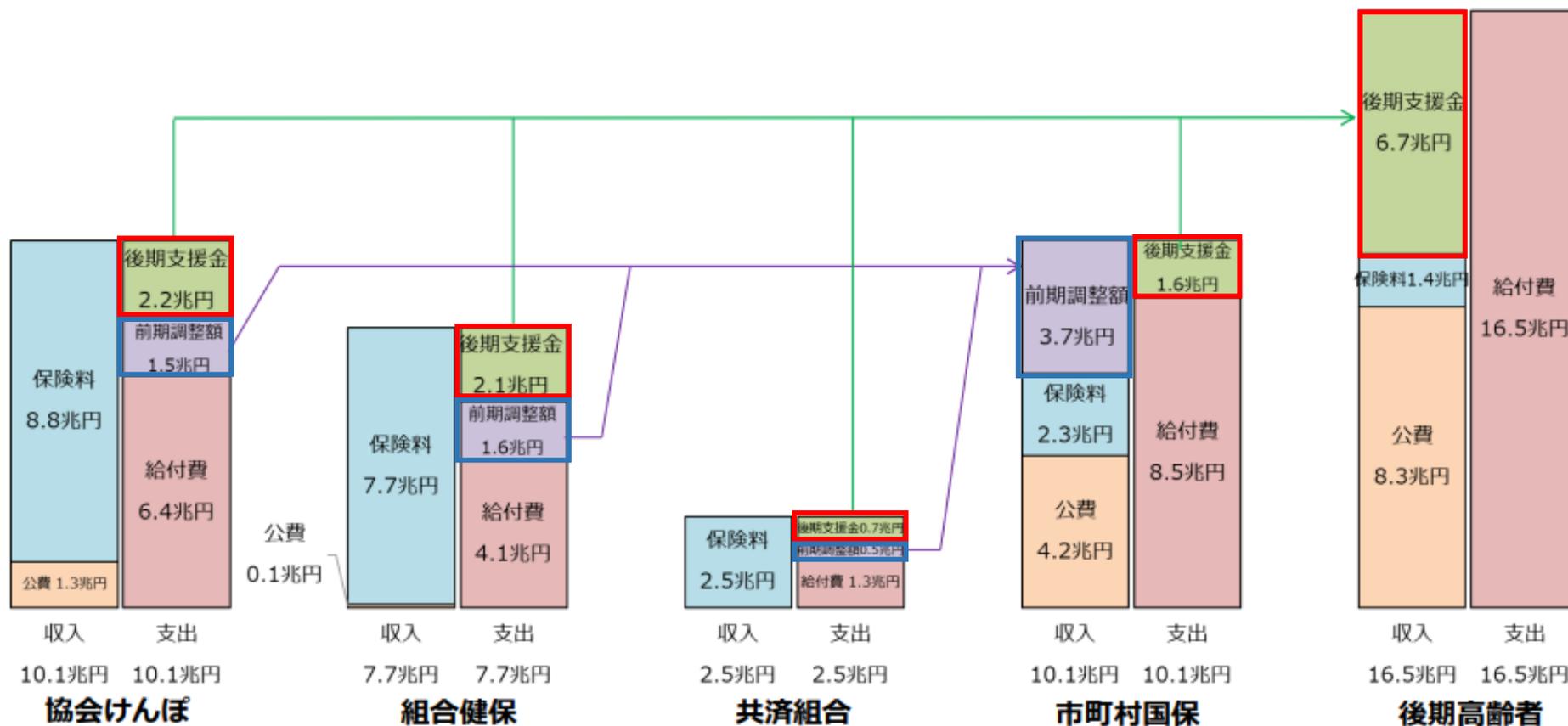
(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

注 厚生労働省ホームページ資料より作成

医療保険制度別の財政の概要（令和4年度）

- 医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどによる財政の負担を調整する仕組みとなっている（前期調整額）
- 後期高齢者に係る収入の一部は、他の制度から負担する仕組みとなっている（後期支援金）

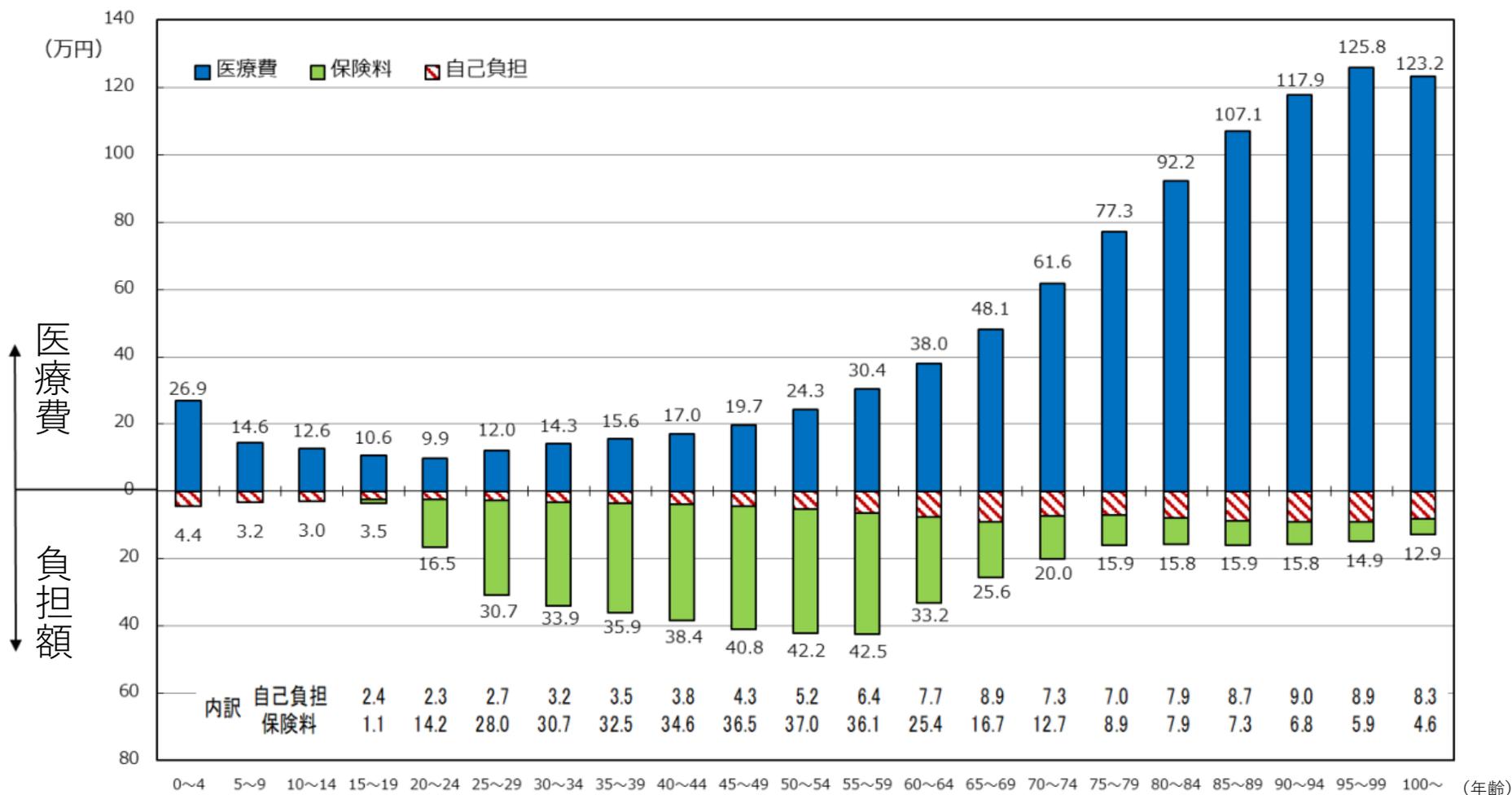


※1 前期調整額及び後期支援金の拠出側の合計と交付側の金額が一致しないのは、表示されていない他制度（国保組合など）があるため。

※2 「前期調整額」には、退職拠出金も含む。また、市町村国保の後期高齢者支援金に係る前期調整額は、「収入」の「前期調整額」に含めており、「支出」の「後期支援金」には調整前の金額を記載している。

年齢による医療費と負担額の違い（令和4年度）

■ 一般的に、年齢が高いほど平均的な医療費は高くなる。一方で、保険料の負担額は現役世代の間が比較的高くなる



- (注) 1. 1人当たりの医療費と自己負担は、それぞれ加入者の年齢階級別医療費及び自己負担をその年齢階級の加入者数で割ったものである。
 2. 自己負担は、医療保険制度における自己負担である。
 3. 1人当たり保険料は、被保険者(市町村国保は世帯主)の年齢階級別の保険料(事業主負担分を含む)を、その年齢階級別の加入者数で割ったものである。
 また、年齢階級別の保険料は健康保険被保険者実態調査、国民健康保険実態調査、後期高齢者医療制度被保険者実態調査等を基に推計した。
 4. 端数処理の関係で、数字が合わないことがある。

医療保険料の算定方法

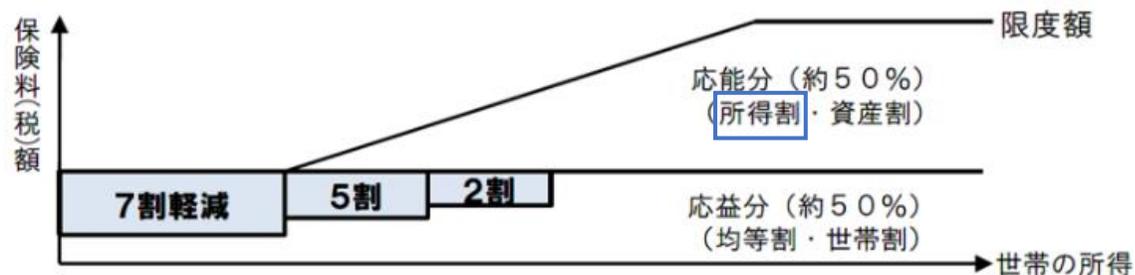
○各医療保険者における算定方法

	国民健康保険	協会けんぽ（労使折半）	健康保険組合（労使折半）
保険料	以下のとおり * 保険料率は区市町村ごとに異なる	標準報酬月額等 × 保険料率 * 保険料率は都道府県ごとに異なる	標準報酬月額等 × 保険料率 * 保険料率は保険組合ごとに異なる

	種類	賦課の方法
応益割	均等割	世帯に属する被保険者数等に応じて賦課（均等割額 × 加入者数）
	平等割	世帯ごとに定額で賦課
応能割	所得割	世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課
	資産割	世帯に属する被保険者の固定資産税額に応じて賦課（固定資産税 × 資産割率）

●各区市町村の判断により、下記のいずれかを選択する

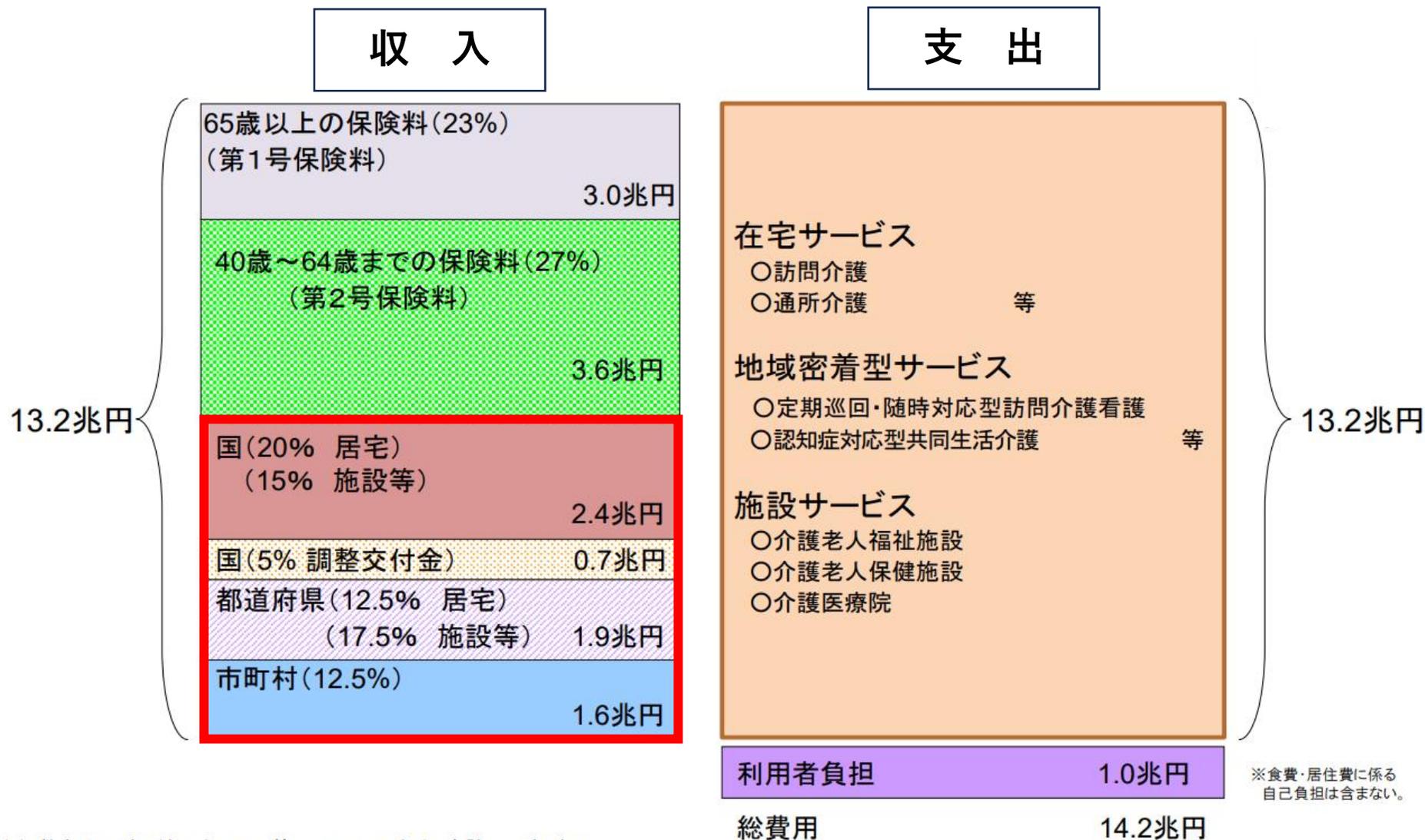
賦課方式	賦課の組合せ
2方式	所得割・均等割
3方式	所得割・均等割・平等割
4方式	所得割・資産割・均等割・平等割



$$\text{所得割額} = \text{算定基礎額} \times \text{保険料率}$$

前年中の総所得金額等 - 基礎控除額（43万円）

介護保険財政の全体像（令和6年度予算ベース）



※ 数字は、それぞれにおいて四捨五入しているため、合計に一致しない。

※ 第1号保険料は、令和6年度の給付費に充てられる額を計上。

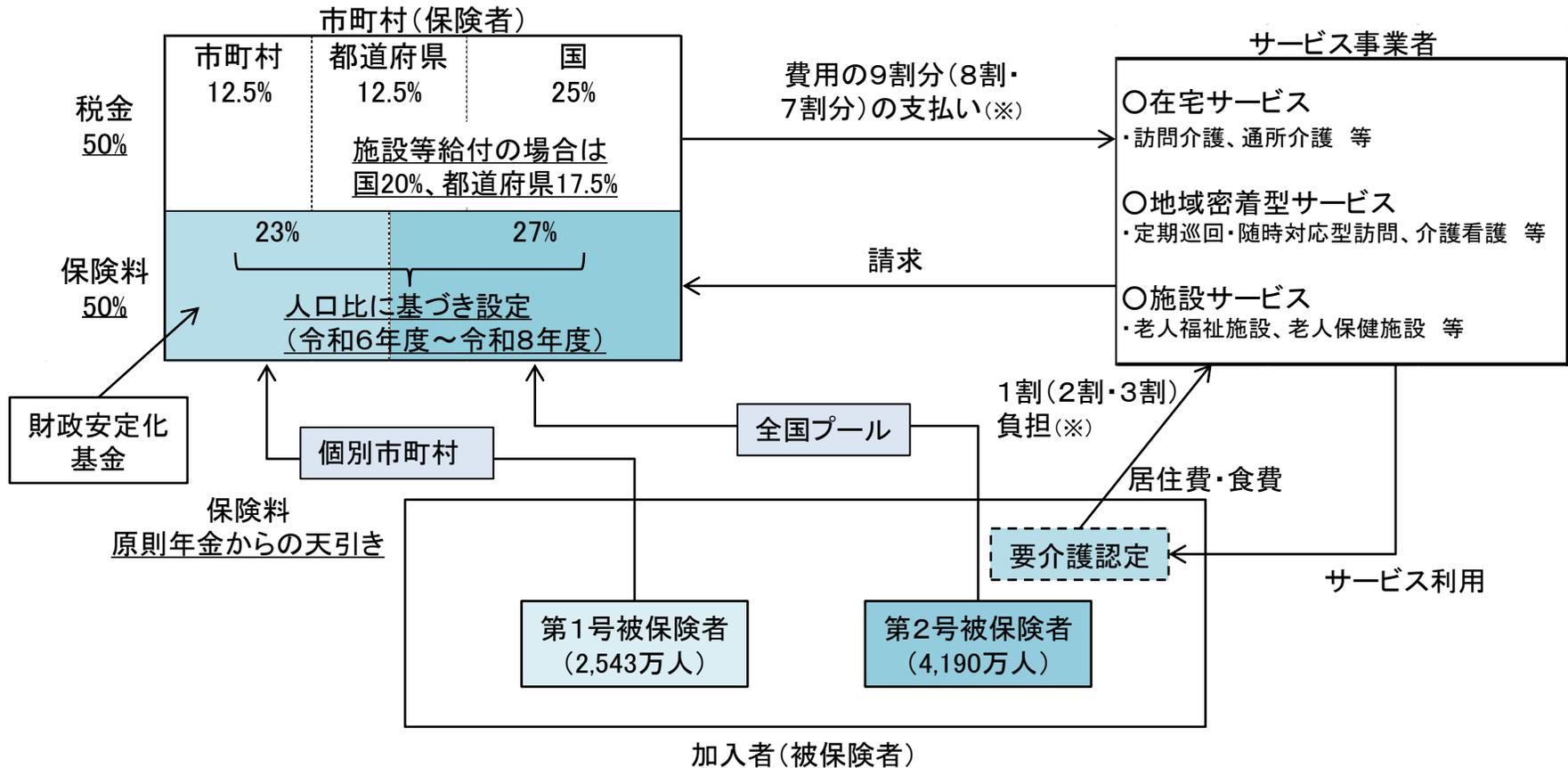
※ 第2号保険料(介護納付金)は、この他に精算分として、▲601億円(国庫負担(再掲)▲498億円、都道府県負担(再掲)▲102億円)がある。

注1 施設等給付費（都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費）は国15%、都道府県17.5%

2 厚生労働省 第116回社会保障審議会 介護保険部会「介護保険制度をめぐる状況について（資料3）」（令和6年12月23日）より作成

介護保険制度の仕組み

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	○65歳以上の者	○40歳から64歳までの医療保険加入者
保険料負担	○サービス基盤の整備状況やサービスの利用見込みに応じて、保険者(市町村)ごとに設定 ○市町村民税の課税状況に応じて、段階別に設定 ○市町村が徴収(原則、年金から天引き)	○各医療保険者が加入者数に応じて負担(加入者割) ○H29.8月分より、被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組み(総報酬割)を導入 ○各医療保険者が医療保険の保険料とあわせて一括徴収



※ 介護保険の負担割合は、一定以上所得者について、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)となる

注1 厚生労働省ホームページ資料等より作成

2 第1号被保険者の数は、「令和4年度介護保険事業状況報告(年報)」によるものであり、令和4年度末現在の数字である

3 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、令和2年度内の月平均値である

介護保険における第1号保険料と第2号保険料の推移

- 介護保険料について、第1期から第9期にかけて、約2～3倍増加している

		第1号保険料（65歳～）の1人当たり月額 （基準額の全国加重平均）	第2号保険料（40歳～64歳）の1人当たり月額 （事業主負担分、公費分を含む）	
第1期	平成12年度	2,911円	2,075円	
	平成13年度		2,647円	
	平成14年度		3,008円	
第2期	平成15年度	3,293円	3,196円	
	平成16年度		3,474円	
	平成17年度		3,618円	
第3期	平成18年度	4,090円	3,595円	
	平成19年度		3,777円	
	平成20年度		3,944円	
第4期	平成21年度	4,160円	4,093円	
	平成22年度		4,289円	
	平成23年度		4,463円	
第5期	平成24年度	4,972円	4,622円	
	平成25年度		4,871円	
	平成26年度		5,125円	
第6期	平成27年度	5,514円	5,081円	
	平成28年度		9月まで	5,192円
			10月以降	5,190円
	平成29年度		5,397円	
第7期	平成30年度	5,869円	5,353円	
	令和元年度		5,532円	
	令和2年度		5,669円	
第8期	令和3年度	6,014円	5,788円	
	令和4年度		5,825円	
	令和5年度		6,005円	
第9期	令和6年度	6,225円	6,276円（見込額）	
	令和7年度		6,202円（見込額）	

介護保険料の算定方法

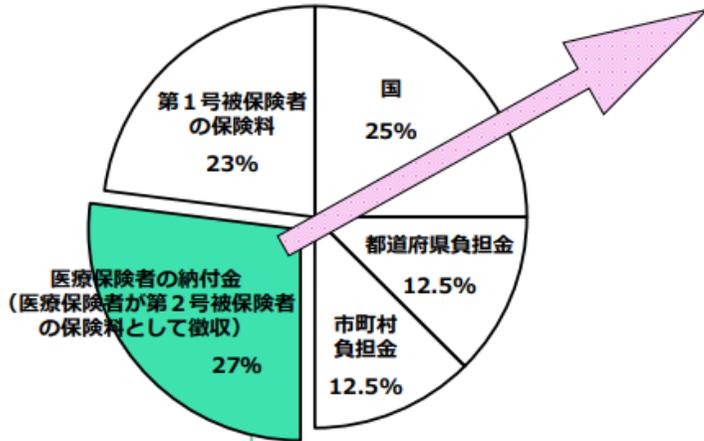
○介護保険制度の被保険者（加入者）

	第1号保険者（65歳以上の者）	第2号保険者（40歳から64歳までの者）
保険料	<p>基準額 × 介護保険料率</p> <p>* 基準額及び介護保険料率は区市町村ごとに異なる</p>	<p>以下のとおり</p> <p>* 介護保険料率は医療保険者ごとに異なる</p>

○ 40～64歳（第2号被保険者）の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金へ納付

○ 納付金は、概算により納付し、2年後に精算する仕組み

① 第2号被保険者（40～64歳）は給付費の27%を負担



令和7年度 予算案
36,739億円

② 第2号被保険者一人当たりの負担額を計算

③ 報酬額に応じて負担 (総報酬割)

※ 被用者保険等保険者と国保間では加入者数に応じて負担



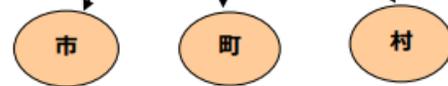
標準報酬月額等 × 保険料率
* 保険料率は保険者ごとに異なる。

④ 各医療保険者が医療保険料と一体的に徴収

⑤ 社会保険診療報酬支払基金に納付

所得割・資産割・均等割・平等割
* 方式等は区市町村ごとに異なる。

⑥ 各市町村に交付 (各市町村の介護給付費等の27%分)



全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程） II 今後の取組 2. 医療・介護制度等の改革

<②「加速化プラン」の実施が完了する**2028年度までに実施**について検討する取組>
(能力に応じた全世代の支え合い)

◆ 医療・介護保険における金融所得の勘案

- ・国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への**金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正**するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。

◆ 医療・介護保険における金融資産等の取扱い

- ・預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、**医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方**について検討を行う。介護保険の補足給付の仕組みがあるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。

注 内閣官房 全世代型社会保障構築本部「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）より抜粋

財政制度等審議会 建議「激動の世界を見据えたあるべき財政運営」（抜粋）

- 現在保険料の賦課対象とされていない金融所得のうち、本人の選択によって保険料の賦課対象となるかどうかが変わり得るもの（上場株式の配当など。預貯金の利子などは含まれない。）については、公平性の観点から、**保険料の賦課ベースに追加**し、負担能力の判定においても活用する仕組みについて検討すべきである。
- その際、**NISAなどの非課税所得**（NISA口座で管理される金融資産は1,800万円（簿価残高）まで非課税）は、**保険料においても賦課対象としない**ことを前提とする必要がある。
- 医療保険・介護保険における負担の在り方全般について、マイナンバーを活用して、**現預金を含む金融資産の保有状況も勘案**して、負担能力を判定するための具体的な制度設計について検討を進めていくべきである。

注 財務省 財政制度等審議会 財政制度分科会提出資料「激動の世界を見据えたあるべき財政運営」（令和7年5月27日）より抜粋

所得課税

- 担税力に応じて、累進的に負担を求めることが可能
- 勤労世代（現役世代）が主として負担
- 各種控除などにより、個々の担税力へのきめ細かい配慮が可能

※ 資産性所得（利子、配当、株式や土地の譲渡益等）課税

- ・ 主に（累進課税ではなく）比例税率の分離課税を適用
- ・ 勤労世代に限らず資産性所得を得ている者が負担

消費課税

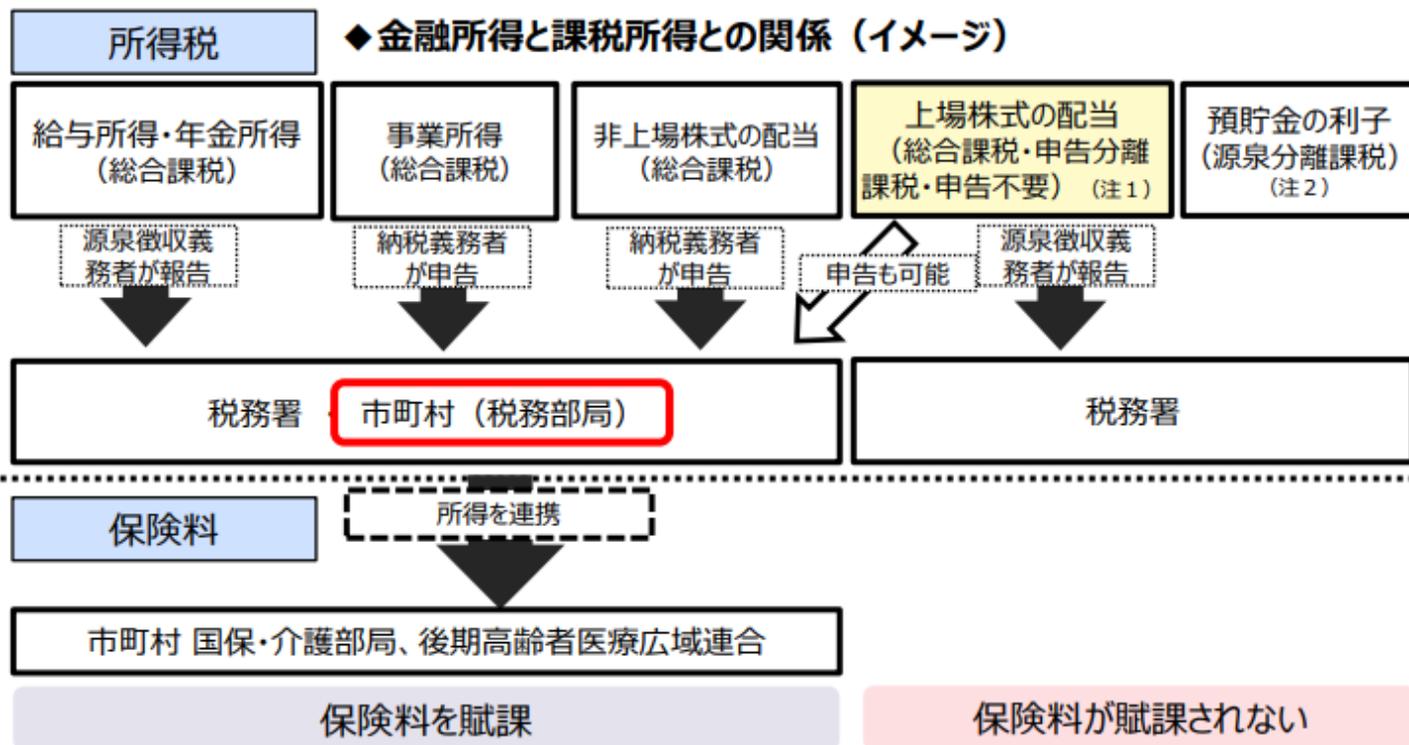
- 世代や就労の状況にかかわらず国民が幅広く負担を分かち合うことが可能
- 税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的
- 貯蓄や設備投資等の意思決定に中立的で、企業活動に与える影響も相対的に小さい
- 最終消費地で課税を行うとの国際的に共通したルールの下、内外の税率差による国際競争力への影響を遮断することが可能

資産課税

- 資産の再分配を行うことを通じ、格差の固定化を防止し、機会の平等を図る役割
- 納税者の勤労意欲等に中立的

社会保険料の算定における金融所得の取扱いについて

- 後期高齢者等の保険料は税制における課税所得をベースに賦課する仕組みとなっているが、税制において源泉徴収のみで完結する**金融所得**に関しては、確定申告がされない場合、**課税はされるが保険料の賦課対象となっていない**



（例）上場株式の配当

課税方式	保険料
総合課税	対象
申告分離課税	対象
申告不要	対象外

選択可能

（例）預貯金の利子

課税方式	保険料
源泉分離課税	対象外

課税方式は単一で選択不可

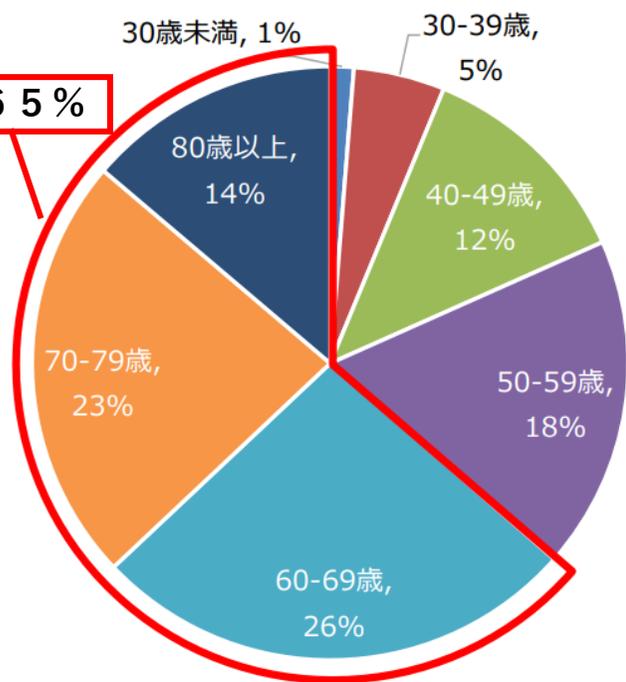
（注1）上場株式の譲渡益について、源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて取引が行われた場合は申告不要を選択可能。

（注2）預貯金の利子について、個別の預貯金者の情報については報告されない。

金融資産の保有状況①

- 世代別で家計金融資産の保有割合をみると、**60歳以上が全体の約65%**を占めている
- 資本所得の分布をみると、**上位0.3%の者が総額のうち53%**を得ているといった偏りの状況がある

家計金融資産の世代別保有内訳



資本所得の分布状況（所得階層別）



注 内閣官房「資産所得倍増に関する基礎資料集」（令和4年10月）より作成
 政府税制調査会「第2回税制調査会資料」（令和6年5月13日）財務省・総務省説明資料より作成

* 令和元年分の確定申告書や特定口座年間取引報告書、配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、株式等の譲渡の対価等の支払調書のデータをもとに、財務省作成
 * 「資本所得」には、上場株式、非上場株式、公募投資信託、特定公社債等の譲渡所得、配当所得、利子所得等（特定口座内の取引により発生したもの、一般口座内の上場株式の取引により発生したもの、その他の取引により発生したもので分離課税の対象のうち、確定申告がされたもの）が含まれる。預貯金の利子や非上場株式等の配当、NISAの非課税口座における配当・譲渡益等は含まれない

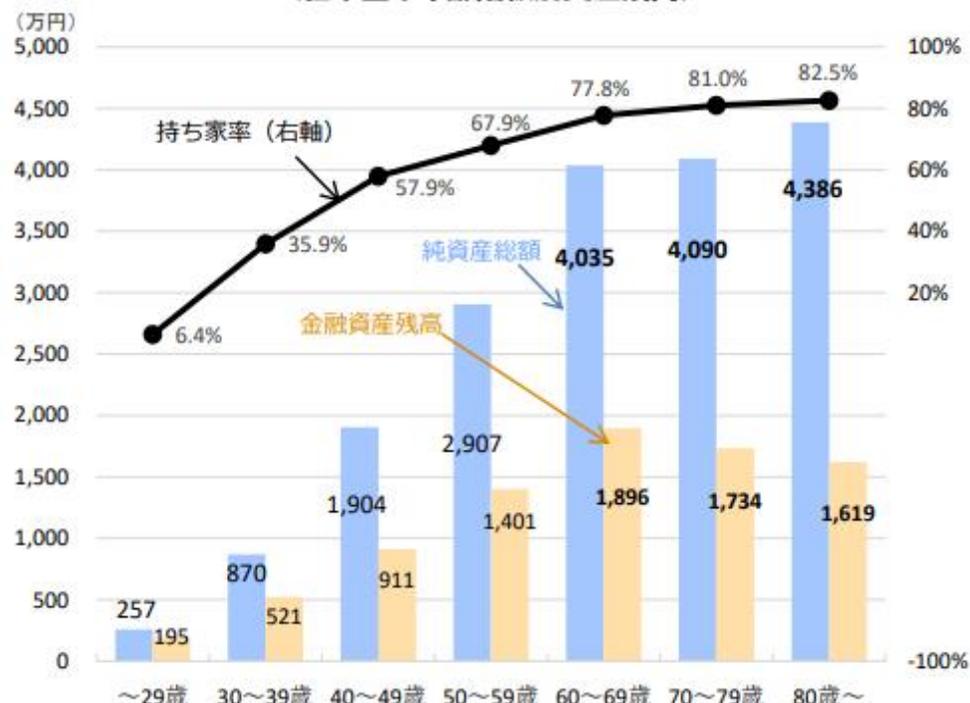
金融資産の保有状況②

■ 高齢者は、現役と比べて平均的に所得水準は低い一方、貯蓄現在高は高い。また、低所得であっても相当の金融資産を保有する高齢者も存在。しかし、一定の場合を除き、高齢者の負担能力の判断に際し、**預貯金等の金融資産は勘案されていない**

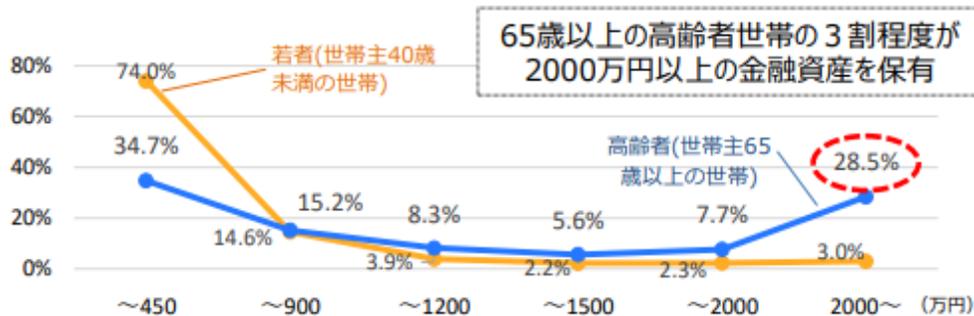
＜高齢者世帯・若者世帯の年収階級別貯蓄現在高、世帯割合＞



＜世帯主の年齢階級別資産残高＞



＜高齢者世帯・若者世帯における金融資産残高別の世帯割合＞

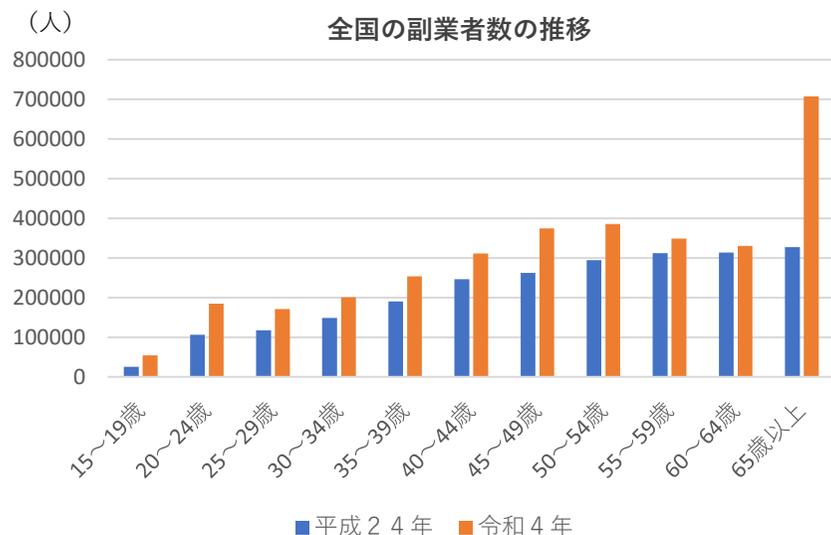


(金融資産残高)

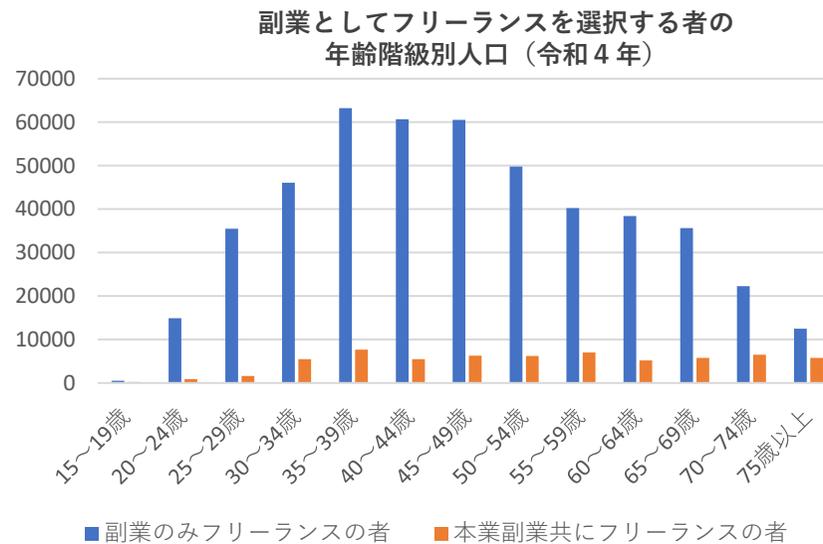
(出所) 総務省「2019年全国家計構造調査」、総務省「2018年住宅・土地統計調査」
 (注1) 金融資産残高には負債は含まない。
 (注2) 純資産総額は、金融資産残高から負債を除き、住宅・宅地に係る資産を加えたもの。
 (注3) いずれも総世帯に係る金額。

社会保険料の算定における副業収入の取扱いについて

- 副業者数について、平成24年から令和4年にかけて、**全世代で増加**。特に**65歳以上**の副業者数は、**約2倍増加**
- 副業としてフリーランスを選択する者は、令和4年時点で、**50万人近く**全国に存在している



注 総務省 「就業構造基本調査」より作成



注 総務省 「就業構造基本調査」より作成

被用者保険に加入する者が副業する場合

- 被保険者が同時に複数（2カ所以上）の健康保険適用事業所に使用（勤務）されることとなった場合、被保険者の届出により、主たる事業所を選択して管轄する保険者等を決定する。
- 被用者保険に加入する者が、雇用関係の発生しない自営業等（フリーランス含む。）を副業として選択する場合には、副業収入に係る社会保険料は発生しない。

注 日本年金機構ホームページより作成

国民健康保険料（税）の賦課方式における資産割について

保険料水準統一加速化プラン（第2版）

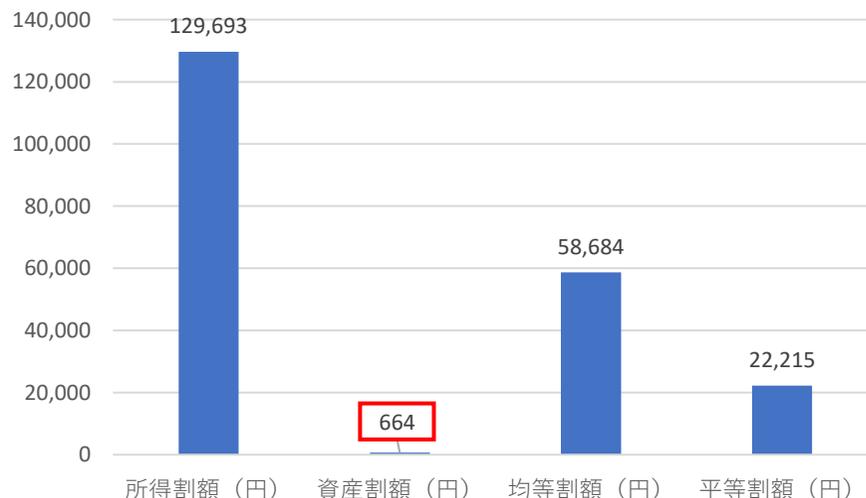
- 国民健康保険は、**加入者の年齢構成が高く医療費の水準が高いほか、所得水準が低い**
⇒特に小規模な保険者において高額な医療費が発生した場合に、保険料（税）が変動し、**財政運営が不安定になる**
- 財政運営の責任主体である都道府県が、保険料水準の統一を進めることで、**医療費水準を都道府県単位で保険料に反映**
⇒医療費水準の変動をより平準化して保険料に反映することができ、保険料の変動をより抑制し、**国保財政運営の安定化に寄与**
- 算定方式の統一に伴い、3方式あるいは2方式を選択する都道府県は、以下のような理由を列挙
 - ・近年は、自営業等の職業の被保険者の割合が減少し、農地等よりも**住宅・宅地等に対する課税が主**
 - ・**他市町村にある固定資産に賦課（課税）できない**
 - ・算定方法をより**簡素化**できる 等

注 厚生労働省保険局国民健康保険課「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」（令和6年6月26日）より作成

●全国の各区市町村における賦課（課税）方法の推移 ●各賦課（課税）方法における1世帯当たり保険料（税）算定額

年度	（%）					計
	所得割 資産割 均等割 平等割	所得割 － 均等割 平等割	所得割 － 均等割 －	その他		
令和2年	35.6	58.4	6.0	0.0	100.0	
令和3年	30.8	63.1	6.1	0.0	100.0	
令和4年	28.1	65.7	6.2	0.0	100.0	
令和5年	22.8	68.3	8.9	0.0	100.0	
令和6年	18.0	73.0	9.0	0.0	100.0	

注 総務省「市町村税課税状況等の調（国民健康保険関係）」から作成

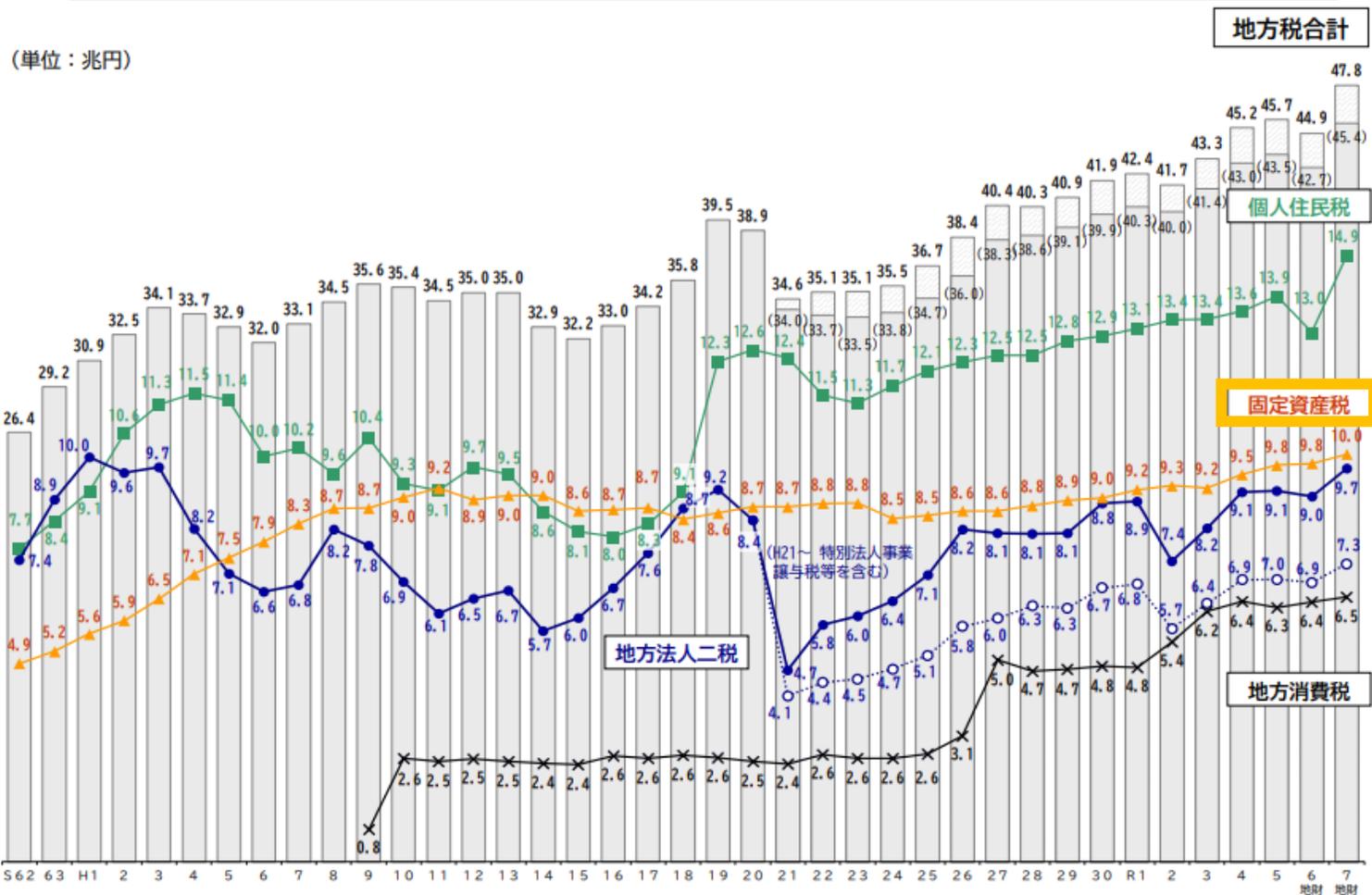


注1 厚生労働省「国民健康保険実態調査 令和5年度」から作成
注2 医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計（市町村・擬制世帯を除く）

(参考) 固定資産税収の推移について

- 固定資産税収は、人口減少下においても、平成24年度以降増加傾向にあり、近年も堅調に推移
- 景気の動向に左右されにくく、**税収が安定**していることから、財政見通しが立てやすい

地方税収の推移



- 注 1 総務省ホームページより抜粋
 2 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない
 3 令和5年度までは決算額、令和6、7年度は地方財政計画額である
 4 平成21年度以降の地方税合計の括弧書き及び地方法人二税の点線、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額

政府税制調査会答申（令和5年6月）「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」

- 所得税や相続税の累進構造等を通じ、社会保障による現金・現物給付とあわせて、**社会的に望ましい再分配を実現**していくことも、租税の役割であり、近年はその重要性が高まってきている。
- 社会保障制度を通じた「**老後扶養の社会化**」が進展してきていることを踏まえれば、被相続人が**生涯にわたり社会から受けた給付を清算**するという考え方も重要になってくる。
- 被相続人の年齢を見ると、高齢化の進展に伴い、**被相続人が80歳以上となるケースが7割以上**を占めるようになっており、**相続人の年齢も高齢化**していると想定される。いわゆる「**老老相続**」が増加し、相続による若年世代への資産移転は進みにくい状況になっている。

注 政府税制調査会答申（令和5年6月）「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」より作成

日本税理士会連合会（平成30年12月20日）「相続税の機能と今後の税制のあり方について—平成30年度諮問に対する答申—」

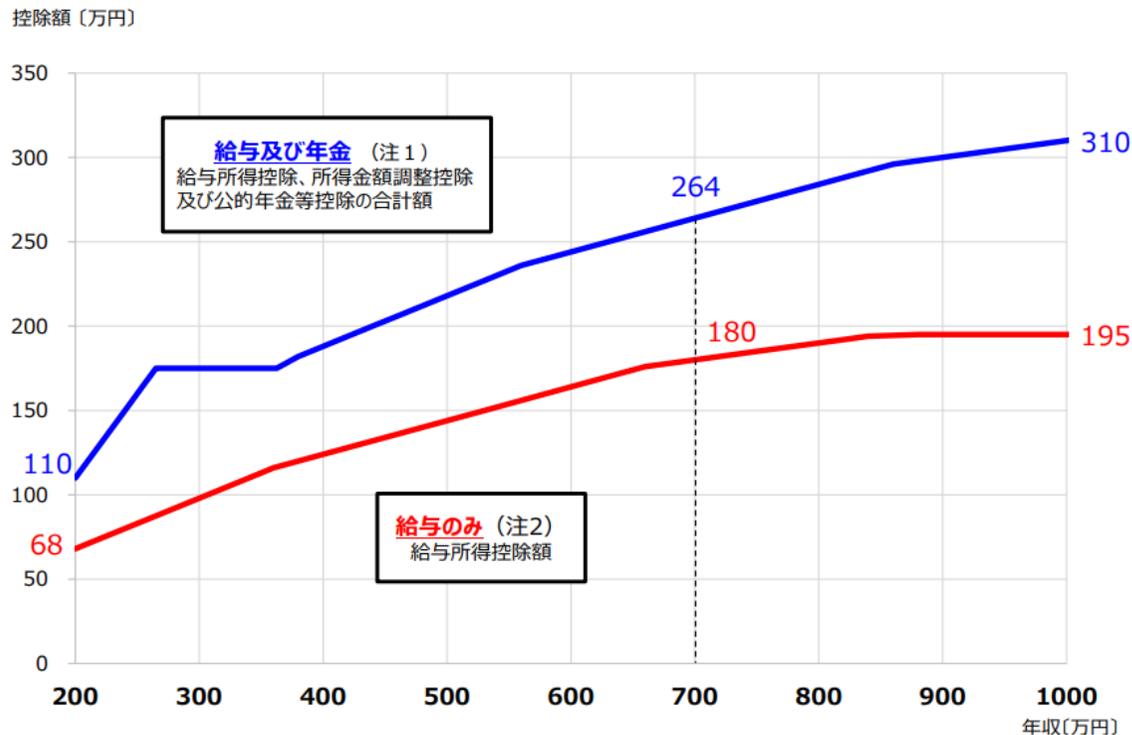
- 相続人の高齢化により、**相続時点では相続人自身の資産形成が進んでいる**こと、また、**社会保障制度の整備が高齢者の資産の維持に寄与**していることなどからみると、相続財産が相続人の生活基盤になるという意味合いは相対的に薄れつつあるという指摘がある。
- 介護、医療、年金などの社会保障給付は、高齢者が多くを享受することから、**その財源は高齢者を含めて広範囲に調達すべき**であり、その一環として**相続財産に対して可能な限り広く負担を求める必要がある**という意見がある。
- 社会保障制度の整備が進行しているとしても、**高齢者間には依然として資産格差や所得格差が大きい**ことに留意する必要がある。したがって、一部の富裕層に対する課税の強化は容認できるとしても、**高齢者に広く相続税の負担を求めることは適切ではない**と考えられる。

注 日本税理士会連合会 税制審議会（平成30年12月20日）「相続税の機能と今後の税制のあり方について—平成30年度諮問に対する答申—」より作成

(参考) 所得税等の計算における給与所得控除と年金所得等控除のイメージ

- 公的年金等控除が適用される結果、65歳以上の年金受給者の課税最低限は、給与所得者より高い水準となっている
- 公的年金等控除は、給与所得を得ている者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用により、同じ収入でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者で税負担が異なる

年金・給与双方の収入がある場合と給与収入のみの場合の概算控除額の違い



- 注1 公的年金等収入が200万円ある65歳以上の者で、給与収入が0~800万円の間で推移した場合の概算控除額
 2 給与収入が200~1000万円の間で推移した場合の概算控除額
 3 給与のみ : 給与収入
 給与及び年金 : 給与収入 + 公的年金等収入

(参考) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、その合計額が10万円を超える者の総所得金額を計算する場合に、以下の計算式に基づく所得金額調整控除額を給与所得から控除する

【計算式】
 $(\text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円超の場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円)}) - 10\text{万円} = \text{所得金額調整控除額}$

給与所得控除額

最低保証額：65万円	
給与収入	控除額
360万円以下	給与収入 × 30% + 8万円
660万円以下	給与収入 × 20% + 44万円
850万円以下	給与収入 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

公的年金等控除額

最低保障額	
・ 65歳以上の者:	110万円
・ 65歳未満の者:	60万円
【①+②】又は最低保障額の大きい額	
①定額控除	40万円
②定率控除	(50万円控除後の年金収入)
	360万円までの部分 25%
	720万円までの部分 15%
	950万円までの部分 5%

(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

(参考) 諸外国における社会保障財源の確保に係る事例①

・ 応能的な賦課により財源を確保する方策

分類	参考事例	内容	備考
社会保険料負担の賦課ベースを所得税の賦課ベースに統一	 (オランダ) 所得税と社会保険料の賦課ベース統一	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税と社会保険料の課税ベースを統一したうえで、合計額について累進性を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料の賦課ベースが縮小されるため、社保控除廃止の影響が小さい低所得者は負担減。控除廃止の影響が大きく、賦課ベースの上限が撤廃されるため高所得者は負担増 ・ 社会保険料について、雇用主による負担はない
金融所得や資産を考慮した社会保障財源確保	 (アメリカ) 純投資利益税 * 金融所得への追加的課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定以上の金融所得を有する個人に対して特別税を課す ※税率：3.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の投資対象からの所得を課税の対象とするのではなく、富裕層の資産性所得全般を幅広く課税の対象
	 (フランス) 一般社会拠出金 CSG * 社会保障目的税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得だけでなく、譲渡所得、金融所得等も課税ベースに含める ※税率：9.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税の引上げ及び増税分の社会保障目的税化と同等の措置 ・ 累進的で再分配に資する (応能負担的)
	 (韓国) 健康保険料への金融所得や資産等の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険料について、給与収入だけでなく、金融所得や資産額も加味 ・ 給与収入以外を賦課ベースとする保険料は、源泉徴収ではなく別途納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産を多く有する高齢者世帯に負担を多く求めるもの ・ 給付と負担が必ず対応するものではない
柔軟な社会保険料ブラケットの改定	 (ドイツ・韓国等) インフレ率等を考慮した柔軟なブラケット修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、インフレ率等を考慮してブラケット修正がなされる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料について、インフレの影響による実質的な減収を防ぐことができる ・ システム対応等の負担が大きい

(参考) 諸外国における社会保障財源の確保に係る事例②

・世代間の公平に資する財源確保の方策

分類	参考事例	内容	備考
人口動態を踏まえた時限措置	(スペイン)  世代間衡平メカニズム * 保険料に上乗せする積立金	<ul style="list-style-type: none"> 将来の人口動態の変化を踏まえ、公的年金における負担と給付の平準化に向けた積立金を設定するために、新たな負担金を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 将来世代の負担軽減を目的として設けられた、2023年から2032年までの時限的な措置 3年に一度財政状況を評価し、その結果によって見直しがなされる
	(フランス)  社会保障債務償還拠出金 CRDS * 債務償還のための負担金	<ul style="list-style-type: none"> 累積された社会保障に係る債務を償還するため、新たな負担金を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 将来世代への負担の先送りのスキーム ※将来世代の負担増により現在の社会保障給付を賄う
金融所得や資産を考慮した社会保障財源確保	純投資利益税 	再掲	
	一般社会拠出金 	再掲	
	健康保険料への金融所得等の考慮 	再掲	
付加価値税の社会保障目的税化	(ドイツ)  付加価値税の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値税を引き上げ、社会保障財源とする 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の「社会保障と税の一体改革」と同等の措置 逆進的であり再分配機能は弱い (応益負担的)

・その他の財源確保の方策

分類	参考事例	内容	備考
富裕層向け追加負担金	(スペイン)  追加連帯拠出金 * 給与所得 への追加的負担金	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金の保険料の上限を超える個人に対し、別途の税財源として特別負担金を導入する ただし、給付には反映しない 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年にRoyal Decree-Law 2/2023に基づいて導入されたものの、施行は延期され、2025年1月に施行